

告 示

埼玉県告示第二百三十九号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。ただし、「第四条」を「第五条」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第四条」を「第五条」に、「別表都市整備部の項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号まで」を「別表都市整備部の項第一号から第五号まで、第七号から第十五号まで、第二百二十四号、第二百五号及び第三百十号」に改める。